

鹿児島工業高等専門学校総合評価審査委員会取扱要項

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校において発注する、建設工事の工事契約における技術提案等の中立かつ公正な審査・評価を行うため、鹿児島工業高等専門学校総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合評価落札方式（建設工事に関し、価格のほか競争参加者の技術提案に基づき価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。）の実施方針
- (2) 総合評価落札方式の評価方法
- (3) 総合評価落札方式に係る技術提案の審査・評価
- (4) 前各号に掲げる事項に関連するその他の事項

2 総合評価落札方式の運用は、別に定める。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課長補佐（財務担当）
- (4) 学外学識経験者 2名

2 前項第四号の委員は校長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議の結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課施設係において処理する。

附 則

この要項は、平成19年7月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年2月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。